

東広島市居住支援協力不動産店登録制度実施要綱

(名称)

第1条 この事業は、低額所得者、高齢者、障がい者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者（以下「住宅確保要配慮者」という。）の民間賃貸住宅への円滑な入居について、東広島市（以下「市」という。）や居住支援団体等と連携し適切な支援を行う不動産店を協力不動産店として登録し、住宅確保要配慮者の民間の賃貸住宅への円滑な入居を促進する体制を構築し、住宅確保要配慮者の居住の安定を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「協力不動産店」とは、市の趣旨に賛同し、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居に向けて、市や居住支援団体等と連携して適切な支援を行う者であり、かつ、次の各号のいずれにも該当しない本市の区域内または本市に隣接する市町の区域内に事務所を有する不動産事業者をいう。

- (1) 宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)の免許を取得していない者
- (2) 宅地建物取引業法に基づく免許の取消処分を受けている者
- (3) 宅地建物取引業法に基づく業務停止処分を受けており、当該業務停止の期間に申請を行っている者
- (4) 第6条第1項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して1年を経過しない者
- (5) 市税（その延滞金を含む。）を滞納している者
- (6) 東広島市暴力団排除条例(平成23年東広島市条例第16号)に規定する暴力団（暴力団員及び暴力団関係者を含む。）に該当する者
- (7) その他市長が適当でないと認める者

(協力不動産店の登録等)

第3条 協力不動産店の登録を希望する事業者（以下「申請者」という。）は、店舗ごとに、協力不動産店登録申請書に市長が必要と認める資料を添付して、市長へ提出するものとする。

2 市長は、前条の規定による申請を受けた場合において、その内容を審査し、登録の可否を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

3 市長は、登録の決定を行ったうえで、次の各号に掲げる事項を居住支援協力不動産店登録簿に登録するものとし、当該事項を市のホームページ等に公開できるものとする。

(1) 事業者の商号又は名称、所在地及び連絡先

(2) 宅地建物取引業免許番号

(3) 登録年月日及び登録番号

4 居住支援団体等は、住宅確保要配慮者の民間の賃貸住宅への円滑な入居を促進するために必要な範囲において、居住支援協力不動産店登録簿の情報を共同利用できるものとする。

(変更の登録)

第4条 協力不動産店は、登録内容に変更が生じたときは、遅滞なく、市長に変更登録の申請を行うこととする。

2 前項の規定による変更登録の申請は、変更した事項に係る部分を記載した登録申請書を市長に提出することによって行うこととする。

3 第3条第3項の規定は、前2項の申請があった場合に準用する。

(協力不動産店の業務)

第5条 協力不動産店は、住宅確保要配慮者が希望する物件について、居住相談窓口（住宅確保要配慮者からの相談に応じ、住宅の確保に対して必要な情報提供を行うための相談窓口をいう。以下同じ。）から、物件の紹介に関する照会を受けた場合、紹介可能な物件があるときは、居住相談窓口と連携して当該者に物件を紹介するものとする。

2 協力不動産店は、住宅確保要配慮者に対して媒介の依頼を受けた場合や、物件を紹介するにあたり、円滑な入居が図られるよう助言その他の支援を行い、住宅確保要配慮者の居住の安定に努めるものとする。この際、必要に応じて行政機関、居住支援団体等と連携し、住宅確保要配慮者の需要に適合する住宅への入居が可能となるよう支援を行うものとする。

(登録の取消し)

第6条 市長は、協力不動産店が次の各号のいずれかに該当すると認めるとき

は、登録を取り消すことができる。

- (1) 協力不動産店が、第2条第1項第1号から第3号まで、第5号及び第6号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 協力不動産店が、登録申請時に提出した内容に虚偽の事実があった場合、または登録内容に変更が生じたにもかかわらず、第4条の変更登録の申請がなされなかったとき、または訂正の意思がないと認められるとき。
- (3) 協力不動産店が、第5条第1項に違反したとき。
- (4) 協力不動産店が廃業した場合、または事業継続が困難と認められるとき。
- (5) 協力不動産店から登録解除の申請があったとき。

2 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、速やかに当該協力不動産店に対し、その旨を通知するものとするとともに、居住支援協力不動産店登録簿から当該登録を抹消する。

3 市長は、登録取消の理由が不当な取引等や重大な違反によるものである場合は、その旨を市のホームページ等で公表することができる。

(秘密の厳守)

第7条 協力不動産店は、第5条に定める業務の実施において知り得た住宅確保要配慮者その他関係者の個人情報、その他の秘密を漏らし、または自己の利益のために使用してはならない。この義務は、協力不動産店の登録が取り消された後、または協力不動産店が登録を廃止した後も、引き続き適用されるものとする。

(免責事項)

第8条 本事業を通じて協力不動産店または賃貸住宅の賃貸人と住宅確保要配慮者との間で締結された賃貸借契約、媒介契約その他一切の契約について、契約当事者間の責任に属するものであり、市長はこれらの契約に関して一切の責任を負わないものとする。

附 則

1 この要綱は、令和7年11月1日から施行する。